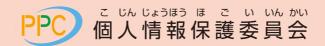
子どものための マイナンバーバンドラック

~ マイナンバーって、何だろう!? ~



平成31年3月



もく 次

1 71	イナンバ	ヾーの	そも	そも
------	------	------------	----	----

(1)	12個の数字でマイナンバーを作って
	くれるのは住んでいる町の役所 4
(2)	国や町の役所などのやりとりに
	。 役に立つマイナンバー······· 5
(3)	マイナンバーが使えるのは
	ほうりつ き 法律で決められたやりとりだけ7
(4)	持っていれば便利になる
	マイナンバーカード
(5)	見てみると何かと助けになる
	マイナポータル11
2 -	マイナンバーを ^{‡も} るためのルール
(1)	マイナンバーが使えるのは
	* 決められたやりとりだけ!14

(2)	マイナンバーをもらえるのは	
	* 決められた場合だけ!	15
(3)	マイナンバーは決められた場合	
	でしか教えてはいけないよ	16
(4)	ほかの人のマイナンバーは決められた	
	場合でしか集めてはいけないよ	18
(5)	ほかの人のマイナンバーは決められた	
	^ま 場合でしか持っていてはいけないよ	19
(6)	ほかの人のマイナンバーは必要が	
	なくなったら _捨 てないといけないよ	20
	あつか	
ろ っ	マイナンバーを゚゙扱うときのルール…	22

4 個人情報保護委員会というところ… 24





マイナンバーのそもそも

12個の数字でマイナンバーを 作ってくれるのは住んでいる町の役所

マイナンバー(個人番号)というのは、日本に 住んでいるひと全員に与えられる一人ひとりちがった 12個の数字を並べたもので、この番号によっていろいろな情報が誰のものか分かるようになっているんだ。

そして、一人ひとりの番号を作って、お知らせしているのが、みんなが住んでいる町の**役所**なんだよ。

2 国や町の役所などのやりとりに 役に立つマイナンバー

マイナンバーは、みんなが国や町の役所などと やりとりをするときに使うもので、いろいろなや りとりに**役に立つ**ものなんだ。

これを使うと、国や町の役所などで使うお金の **ムダがなくなったり**、仕事がはかどったりして、みんながしてほしいサービスがよりよく **なる**と言われているんだよ。

ほかにも、みんなが国や町の役所に出す書類も、 へ。



POINT!

※ マイナンバーを使うと、みんなのくらしが便利になると言われているんだよ。 みんなにもそれぞれマイナンバーが与えられていて、みんなが住んでいる町からお知らせが来ているはずだよ。みんなのマイナンバーがどこにあるか知っているかな。おうちの人に聞いてみよう!

それから、マイナンバーカードやマイナポータルは、みんなのくらしに役立つように、いろいろな使い方が考えられているんだよ。

3 マイナンバーが使えるのは法律で 決められたやりとりだけ

マイナンバーを使うことができるのは、法律で 決められた**やりとり**だけで、これ以外で、マイナンバーを使うことは**できない**んだよ。

国や町の役所などは、このマイナンバーを使って、国やほかの町の役所などが持っているみんなの情報を受け取ったり、渡したりするんだ。そうすると、みんなとやりとりをするときに、その情報を、みんなからもらわなくてもよくなるようになるんだよ。

4 持っていれば使利になる マイナンバーカード

また、マイナンバーカードは、自分の名前や住所などを確認してもらうときに使えるんだよ。

それから、マイナンバーを誰かに教える時に、 そのマイナンバーが自分のものであることを確認 してもらうときにも使えるんだよ。



マイナンバーカード





おもて

うら

POINT!

※ マイナンバーができると、紙でできた 通知カードが送られてくるけど、これは、 マイナンバーカードとは違うものだよ。

^{つうち} **通知カード**





おもて

うら

POINT!

※ マイナンバーカードの使い方はいろいろ考えられているよ。例えば、図書館カードやいろんな証明書のかわりに使うことや、コンビニなどで、町の役所からもらう書類などがもらえるんだよ。

POINT!

※ マイナンバーカードを使うときには、マイナンバーカードのうらにマイナンバーが書かれていることを忘れないでね。ほかの人のマイナンバーカードのうらに書いてあるマイナンバーを**コピー**したり、書き取ったりすると、法律で決められたルールを破ることがあるから気をつけてね。

ります。 見てみると何かと助けになる マイナポータル

マイナポータルっていうのは、一人ひとりが使えるインターネット上のサイトで、国や町の役所などがマイナンバーといっしょに持っている情報を見ることができたり、国や町の役所などが、みんなの情報を聞いたり、教えたりした記録を見ることができたりするものなんだよ。

それ以外にも、みんなにとって必要な**サービ**スを届けることができるんだよ。



※ 例えば、①予防接種のお知らせやみんなが受けられるサービスのお知らせなどが受け取れたり、②国や町の役所などから送られてくる書類を受け取ることができたり、③みんなが受けたいサービスをお願いするときの書類が送れたり、④ (に) や町の役所などに払うお金を納めることができたり、いろんなことができるんだ。



POINT!

※ マイナポータルを使ってできるサービスは、みんなが住んでいる町によってちがうよ。

みんなが住んでいる町ではどんなサービスができるか、おうちの人と調べてみてね。



2 マイナンバーを いるためのルール

1 マイナンバーが使えるのは *
決められたやりとりだけ!

マイナンバーは、国や町の役所、会社や銀行などで使われるけど、法律で決められたことにしか**使えない**んだよ。何にでも使えることができるわけではないんだよ。

マイナンバーをもらえるのは * 決められた場合だけ!

マイナンバーを、誰かほかの人からもらおうとするときも、法律で決められた場合でしか、マイナンバーを**もらいたいと言う**ことはできないんだよ。

そして、それができるのは、国や町の役所、会 とや ぎんこう 社や銀行などだったりするんだよ。



3 マイナンバーは決められた場合で しか教えてはいけないよ

マイナンバーは、みんなが持っているんだけど、 誰にでも教えていいものではなくて、法律で、教 えてよい相手や場面などが決められているん だよ。

国や町の役所などは、マイナンバーを使って、 みんなの情報を教えたり、聞いたりして、仕事を しているんだ。

また、会社や銀行などは、国や町の役所などと やりとりをして、国や町の役所などの仕事を助けたりしているから、マイナンバーを使うことができることになっているんだよ。 これらの人たちには、マイナンバーを**教えて**よいことになっているし、みんなのマイナンバーを持っているこれらの人たちも、みんなのマイナンバーを**教えてもよい**ことになっているんだ。
でも、だからといって、どんなときでもマイナンバーを教えてよいわけではなくて、マイナンバーを教えてよいわけではなくて、マイナンバーを教えてよいのは、法律で決められた場合だけなんだよ。



4 ほかの人のマイナンバーは決められた た場合でしか集めてはいけないよ

マイナンバーを使える人たちは、ほかの人のマイナンバーを聞いて仕事をすることができるんだけど、マイナンバーを**集められる場合**も、法領で決められているんだよ。

5 ほかの人のマイナンバーは決められた場合でしか持っていてはいけないよ

ほかの人のマイナンバーは、法律で決められた 場合でしか、教えたり、聞いたりすることができ ないようになっているから、国や町の役所、会 社や銀行などが仕事で使う必要があるときだけ、 持っていられるんだよ。

それから、マイナンバーは大切なものだから、ほかの人のマイナンバーを教えてもらったら、みんなに見られないように、教えてもらったマイナンバーは大切に保管して、みんなに見られないようにしてね。

6 ほかの人のマイナンバーは必要が なくなったら捨てないといけないよ

ほかの人のマイナンバーは、国や町の役所、会社や銀行などが仕事で使う必要があるときだけ、 持っていられることになっているから、必要がなくなったら、捨てないといけないんだよ。







3 マイナンバーを扱うときのルール

それと、マイナンバーを使う人たちが、その**法 律**を守るためにしなければいけないことは、マイナンバーガイドラインで決められているんだよ。

マイナンバーガイドラインに書いてあることを やらないと、法律に書いてある**ルール**を守って いないことになるかもしれないんだよ。 そのマイナンバーガイドラインの中には、マイナンバーやマイナンバーが書いてある書類を大切に扱ってもらうために、どういう風に扱ったらよいかとか、どういう風に保管しておけばよいかとかが、分かりやすく書いてあるんだよ。

だから、みんなのマイナンバーは、マイナンバーを使って仕事をしている人たちが、マイナンバーを守るためにしなければいけないことをきちんとやって、大切に扱わなければいけないんだよ。





4. 個人情報保護委員会というところ

マイナンバーを使うときには、ませらなければいけないルールや、そのルールを守るためにしなければいけないことが、法律などで決められているっていうことはさっき言ったんだけど、だからといって、みんなが、そのルールを守って、マイナンバーを扱ってくれるかどうかは分からないよね?だから、国は、マイナンバーを使う人たちが、ちゃんとルールを守っているかどうか、見味であるから、国は、マイナンバーを使う人たちが、ちゃんとルールを守っているかどうか、見なりまり、なんとルールを映めていて、それが、個人情報保護委員会というところなんだよ。

そこは、マイナンバーを使ったりするときに、 ルールを守っていない人たちに対して、ちゃんと ルールを守るように、命令することができるんだ よ。 それと、ルールを守っていない人が、この個人 じょうほうほ ご いいんかい 情報保護委員会のいうことを聞かないと、ペナ ルティーが与えられることもあるんだよ。

こうして、マイナンバーは、いろんなところで、 **安全に**使えるようにしてあるんだよ。

みんなも、自分のマイナンバーが、大切に扱われているかどうか心配になったら、この個人 情報保護委員会というところに相談してみるといいよ。



最後に、 おもかい!

マイナンバーは、大切なものだから、なくさないように、気を付けないといけないよ。

それと、マイナンバーを紙に書いたり、マイナンバーが書いてある紙を、むやみに人に見せたりしないようにね。



かいがとうございます